

UR 都市機構

# 機材の品質性能評価 申込要領



一般財団法人建材試験センター  
性能評価本部 性能評定課

本申込み要領は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2023Jun. 版

## 都市再生機構の工事に用いられる機材の品質性能評価について

当センターでは、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）の登録評価機関として、都市機構の工事仕様書に規定された機材や部品等について、UR 都市機構に登録した審査方法に基づいて評価を実施し、評価書を発行します。

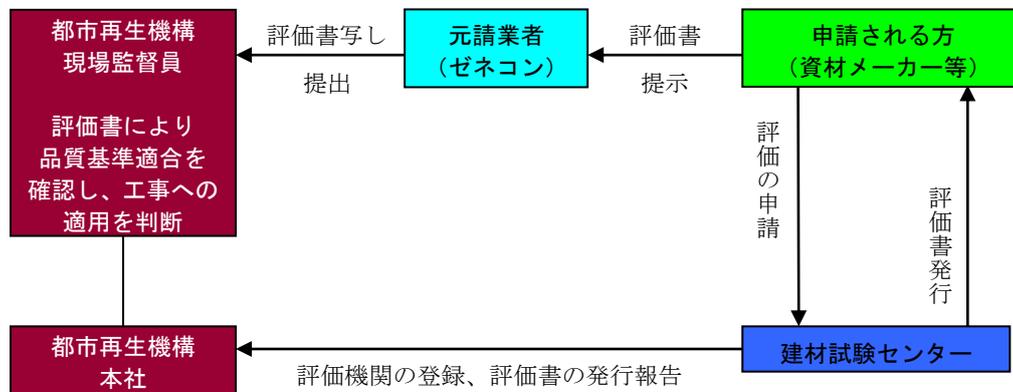
評価対象の仕様書は次のとおりです。対象の機材・部品等は、8 ページをご覧ください。

| 工事種別 | 仕様書名称                           | 制定団体          |
|------|---------------------------------|---------------|
| 新築工事 | 機材の品質判定基準                       | UR 都市機構       |
| 新築工事 | 機材の品質・性能基準<br>(公共住宅建設工事共通仕様書別冊) | 公共住宅事業者等連絡協議会 |

### ○ 当センター評価書の特徴

当センターが発行する登録評価機関の評価書は、UR 都市機構の工事において現場監督員に提出する「品質確認報告書」に代えて適用することができます。UR 都市機構の各工事現場では、「評価書」による機材等の受入確認を行うことにより、判断手続きの簡素・迅速化を図ることができます。

元請業者の方にとっては、現場監督員に提出する「品質確認報告書」の作成の手間が省けます。また、現場監督員の方にとっては、機材の品質確認が容易になりますので、機材納入・承認手続きが簡素化・迅速化できます。



### ○ 建材試験センターの特色

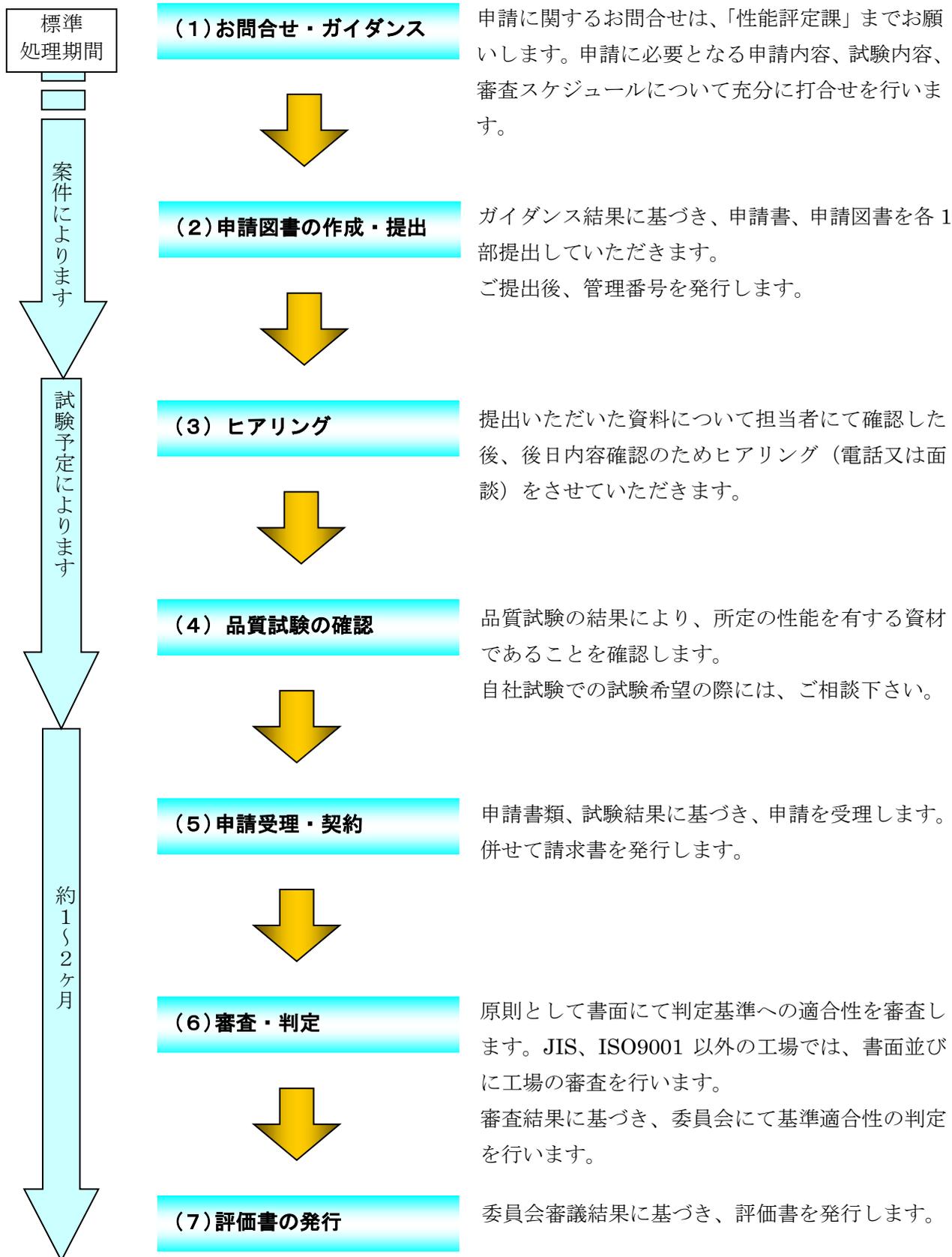
#### 機動的な審査の実施

審査は、当センター内に設置した「適合証明判定委員会」にて審査を行います。公平・中立な委員会を開催することにより、円滑な審査を受けることができます。

#### 標準処理期間の設定

通常、申請受理（必要な申請書類の整備が前提）後、2ヶ月以内に評価を完了させます。

## 評価書発行までの流れ



## お問い合わせから評価書発行までの各ステップについて

### (1) お問合せ・ガイダンス

機材等の品質性能評価についてのご相談は、当センター性能評定課までご連絡ください。当センターの試験及び評価の専門家が申請のご相談を承ります。

#### ○お問合せ

(一財)建材試験センター性能評定課（最終ページをご参照下さい）

※当センターでは、日本語のみでの対応になります。

お問合せされる際には、次の事項について予めご確認ください。

- ①申請を検討されている機材等の種類
- ②品質に関する試験報告書の有無
- ③機材等を製造する工場の品質管理体制（ISO9001の取得等）

#### ○ガイダンス

申請をご検討されている機材の概要、工場の品質管理体制並びに所有されている試験報告書等から、必要となる試験、審査内容についてご案内いたします。併せて、申請に必要な資料、審査の基準、審査の内容についてご案内します。

※ 当センターを含む登録評価機関は、評価の結果を約束するようなコンサルタント行為をすることは禁止されています。

### (2) 申請図書の作成・提出

ガイダンスに基づき、次の資料を各1部作成の上、提出していただきます。

- ① 機材等の品質性能評価申請書
- ② 機材概要説明書（添付書類含む）

#### ○資料の入手方法

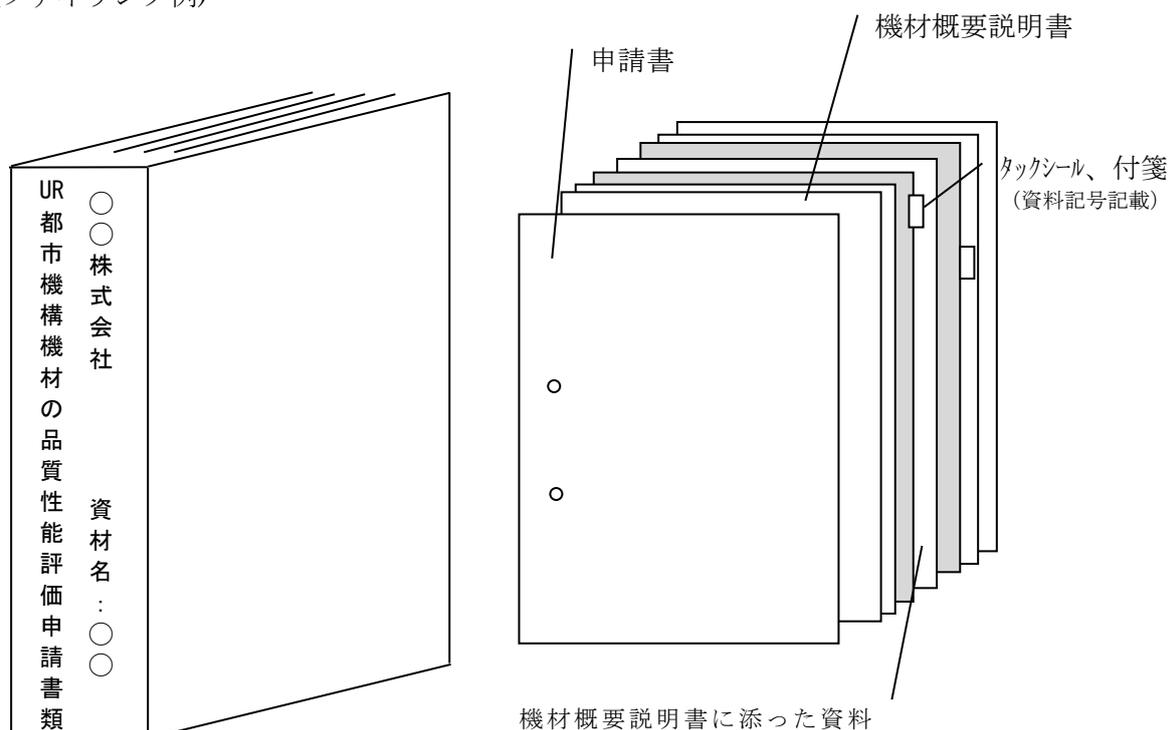
資料の様式は窓口での配布のほか、当センターホームページに掲載しております。

#### ○資料の作成方法

各資料には記載例を用意しています。例を参考に作成して下さい。

提出頂く書類は、ファイルに綴って下さい。背表紙には、例に倣い、会社名及び資材名称を表示してください。また、可能な範囲で結構ですので、申請図書の電子情報について、CD-R等の電子ファイルにて提出願います。

(ファイリング例)



#### ○資料の提出

申請書の提出は、郵送、持参いずれも結構です。

申請書を提出いただいた時点で、案件の管理番号をお知らせします。以後はこの番号にてお問合せ下さい。

※この時点では、申請の契約締結にはなりません。

### (3) ヒアリング

提出いただいた資料に基づき、資料の整備状況を確認させていただきます。不備等がある場合には、書類の修正をお願いする場合があります。

また、提出資料について担当者からヒアリングをさせていただきます。このヒアリングにより、必要となる試験項目、試験体、審査内容が決まります。

### (4) 品質試験の確認

品質判定基準等に定める条件に従った試験報告書を提出してください。

#### ○試験実施場所

試験の実施は、当センター試験所を含む公的試験機関（出張試験を含む）、又は当センターが登録した試験所にて行われたものになります。

社内ラボ等、当センターの試験所登録を希望される場合には、別途ご相談下さい。

#### ○すでに実施された試験報告書をお持ちの場合

すでに実施された試験報告書がある場合には、再度試験をせずにその試験報告書をもって審査を受けることができます。すでに実施された試験報告書を適用される場合には、申請資材が試験時点のものと変わらないことを条件としております。特に発行日から5年を経過したものについては、自社データ・検査記録等により資材が変わらないことを立証いただく必要があります。

### (5) 評価の受理・契約

申請書並びに試験報告書を含む申請図書の添付資料の整備が確認されたものについて、申請を受理します。申請受理の際には、申請書に受付印を押印の上、控え並びに請求書を郵送します。

#### ○評価料金について

評価料金は次のとおりです。

新規申請料金（JIS 又は ISO9001 認証工場の場合）：

198,000 円／件(税込)

新規申請料金（JIS、ISO9001 認証工場以外の場合）：

242,000 円／件+工場調査費（基本料金 33,000 円+出張経費）(税込)

※ 品質確認試験料金は別途かかります。

※ 複数の機材や複数の製造工場で製造する機材については、割引になる場合があります。

詳しくは担当者までお問合せ下さい。

評価料金は所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。なお、経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、担当者までお申し出下さい。

#### ○契約事項の変更手続きについて

申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、書面にて変更の申し出をお願いします。

変更が必要になる場合は、つぎのような場合が該当します。

- ① 申請責任者に変更が生じた場合
- ② 連絡担当者に変更が生じた場合
- ③ 商品名に変更が生じた場合

#### ○申請の取り下げ手続きについて

申請を取下げの際には、所定の「取下げ届」を提出して下さい。料金は、原則として返却致しませんので予めご了承ください。

## (6) 審査・判定

提出された書類に基づき、当センターの「UR 都市機構仕様書 機材の品質性能評価基準」に基づき、仕様書基準への適合性について審査します。

JIS、IS09001 工場の資材の場合には、書面での審査になります。

JIS、IS09001 工場以外の資材については、書面での審査後、工場にて審査を行います。

審査の日程等については、担当者と協議の上決定してください。

担当者の審査の結果に基づき、「適合証明判定委員会」にて判定します。

委員会は申請案件に応じて随時開催しております。

## (7) 評価書の発行

評価した結果に基づき、評価書を作成し発行いたします。委員会審議の結果、指摘等を受けなかった案件については委員会審議終了後、2 週間以内に発行します。ただし、委員会にて指摘事項が発生した場合には修正・確認等が必要になりますので、発行時期が延びる可能性があります。この場合には、担当者よりご連絡させていただきます。

評価書は、発行日より 5 年間有効です。

発行した評価書につきましては、概要を当センターホームページに掲載いたします。

また、発行した評価書は、都市再生機構に報告します。

### ○評価書発行後の手続き(変更)

評価書が発行された後、評価を受けた内容があった場合には、速やかに当センターまでご連絡下さい。変更内容により、再審査が必要になる場合があります。

変更審査の費用は、軽微な変更の場合は基本料金の半額、それ以外は新規料金と同額です。

### ○評価書発行後の手続き(更新)

評価書の有効期限を更新するためには、更新のための審査を受けていただく必要があります。審査には所定の時間がかかりますので、更新をご希望される際には更新 6 ヶ月前より準備をお願いします。

証明の更新申請料金は、198,000 円/件(税込)です。

## 評価対象の機材等

(一財)建材試験センターの評価対象機材は次のとおりです。

### －新築工事－

#### 「機材の品質判定基準」

##### ◆建築編◆

1. ウレタン系塗膜防水材（バルコニー等床防水）※新規追加
2. 無機質系塗膜防水材（ポリマーセメント系塗膜防水剤）
3. 床下地材
4. 畳用防虫加工紙（布）
5. スリット材
6. うす畳

#### 「機材の品質・性能基準」＜公共住宅建設工事共通仕様書別冊＞

##### ◆建築編◆

1. 優良住宅部品評価基準と同等以上の性能等を求めている機材
  - (1)玄関ドア
  - (2)アルミサッシ
  - (3)各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前
  - (4)各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザー
  - (5)浴室ユニット
  - (6)キッチンキャビネット（セクショナルキッチン・システムキッチン）
  - (7)郵便受箱
  - (8)手すりユニット
  - (9)補助手すり
2. 事連協が独自に性能基準を定めている機材
  - (1)パイプシャフトドア
  - (2)初期補修用プレミックスポリマーセメントペースト
  - (3)初期補修用プレミックスポリマーセメントモルタル
  - (4)量産ふすま
  - (5)マスチック塗材（A、C）
  - (6)内装ドア・クロゼットドア

◆機械編◆

1. 優良住宅部品評価基準と同等以上の性能等を求めている機材

(1)便器

(2)洗面化粧ユニット

(5)洗濯機用防水パン

(6)浴槽

－その他－

都市機構が評価を必要とする機材の内、当センターが評価可能な機材

## Information～お問合せ先～

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評価課

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5 丁目 21 番 20 号 中央試験所内

TEL: 048-935-9001 FAX: 048-931-8324



最寄り駅から: 東武スカイツリーライン草加駅又は獨協大学前駅からタクシーで約 10 分  
獨協大学前駅から八潮団地行きバスで約 10 分南青柳下車徒歩 10 分  
草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷五丁目下車徒歩 3 分

高速道路から: 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分  
東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を三郷方面へ進み、草加産業道路  
交差点を進む

### 中央試験所 防耐火グループ

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5-21-20 中央試験所内  
TEL: 048-935-1995 FAX: 048-931-8684

※上記参照

性能評価本部と同様、中央試験所内

### 西日本試験所 試験課

〒757-0004 山口県山陽小野田市山川  
TEL: 0836-72-1223 FAX: 0836-72-1960

最寄り駅から  
山陽本線厚狭駅、山陽新幹線厚狭駅からタクシーで 5 分  
高速道路から  
山陽自動車道山口南 I.C.から国道2号線を「下関」方面に向かい車で 40 分  
山陽自動車道増生 I.C.から国道2号線を「小郡・広島」方面に向かい車で 5 分  
中国自動車道美祢西 I.C.から県道65号線を国道2号線「山陽」方面に向かい車で 15 分

